北広島市こども計画

令和７年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）

（骨子案）

令和７年

北広島市

目 次（構成）

第１章　計画の作成にあたって.....

第２章　子ども･子育ての現状と今後.....

第３章　計画の基本的な考え方.....

第４章　子ども・子育て支援事業計画.....

第５章　計画の推進.....

資料編.....

第１章　計画の作成にあたって

１　計画策定の趣旨

令和５年４月にこども基本法が施行され、同年 12 月にはこども政策を総合的に推進するため、こどもの権利を基本理念とし、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現を掲げており、こどもや若者の視点にたち、こどもにとっての利益を第一に考え、こども・若者の意見を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努めることが規定されています。

一方で近年、少子化、核家族化、情報化、経済情勢などの影響を受け、こども・若者を取り巻く環境は大きく変わっており、その他、こどもの貧困やヤングケアラー、ひきこもりなども深刻な問題となっています。

北広島市においては、市町村子ども・子育て支援事業計画として「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」を策定し、すべてのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。また、北広島市には子どもの権利の保障について必要な事項を定めた子どもの権利条例があり、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指しています。

このような背景のもと、令和 6 年度が「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」の計画最終年度であり、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した新たな指針が必要であることから「北広島市こども計画」を策定することとしました。

２　法的な位置づけ

「北広島市こども計画」は、こども基本法第 10 条第２項及び第５項に基づき、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に定める「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困対策の推進に関する法律第９条に定める「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第９条に定める「子ども・若者計画」を一体で策定する「市町村こども計画」として位置付けます。

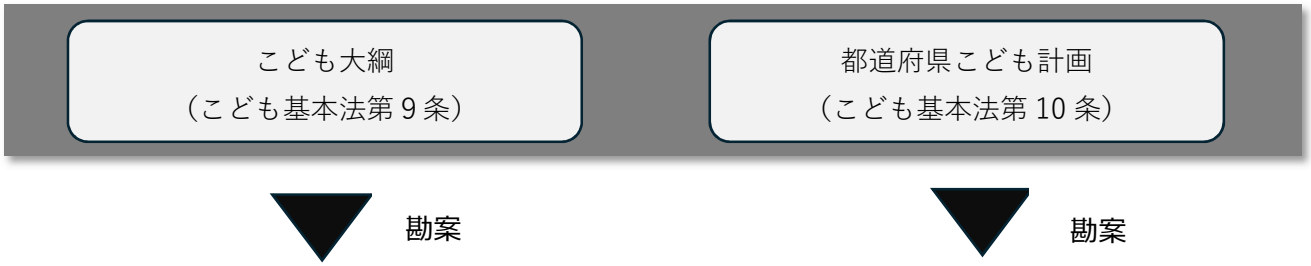

根拠法	市町村計画	性格・特徴
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業計画 （策定義務あり）	✓待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ✓幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需要計画
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援市町村行動計画 （努力義務）	✓全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ✓「北広島市総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画
こどもの貧困対策の推進に関する法律	こどもの貧困対策計画 （努力義務）	✓こどもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画 ✓「こどもの育ちと学びへの支援」など５つの柱に沿ってこどもの貧困対策の総合的な推進を図る計画

北広島市こども計画

３　関連計画との位置づけ

この計画は「北広島市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけ、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。また、こどもの権利を基本理念として定められたこども基本法に基づく、「こども大綱」が策定されたことから、現在の「北広島市子どもの権利に関する推進計画」については、「こども大綱」と整合性を図った上で「北広島市こども計画」の中に組み込むこととします。

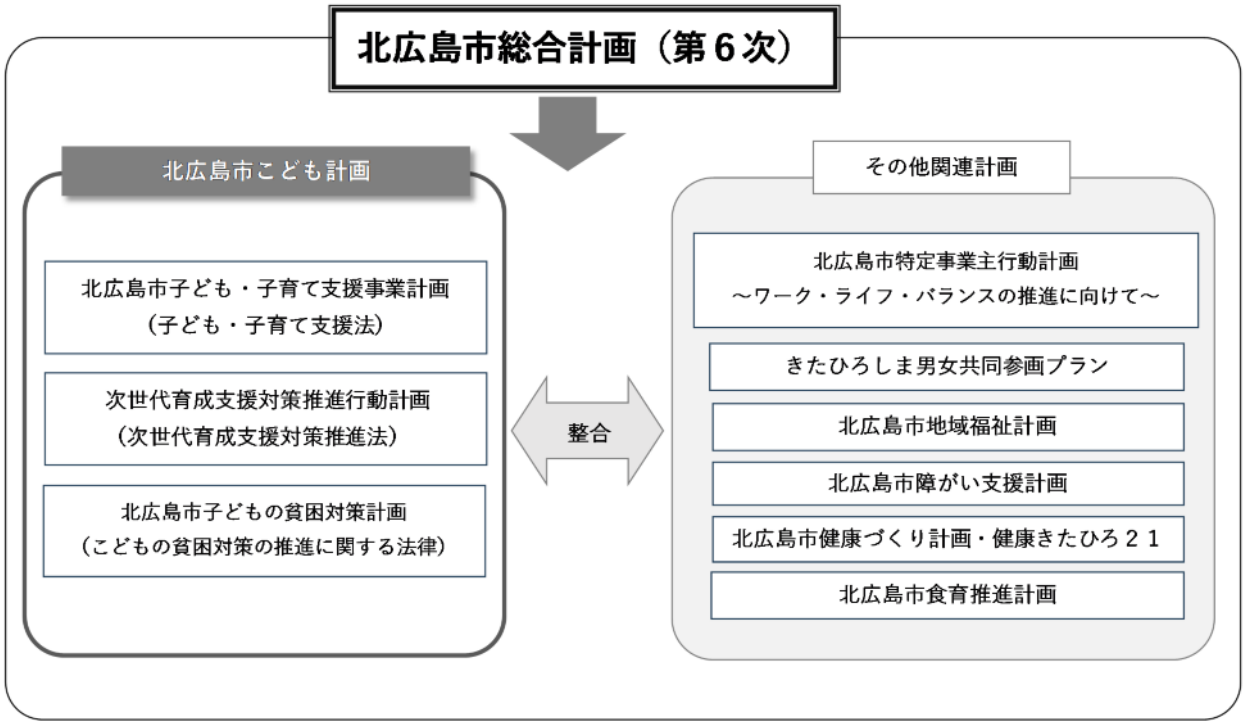

４　計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める５年間とし、令和７年度から令和 11 年度までとします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

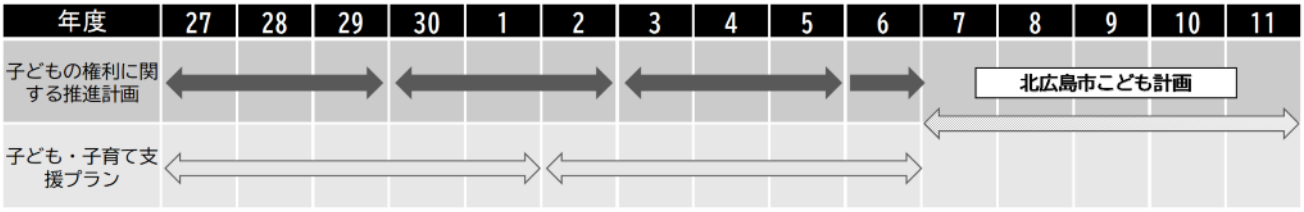

※こども大綱に整合させて組み込む「子どもの権利に関する推進計画」については、計画期間を１年延長し、令和６年度までとしています。

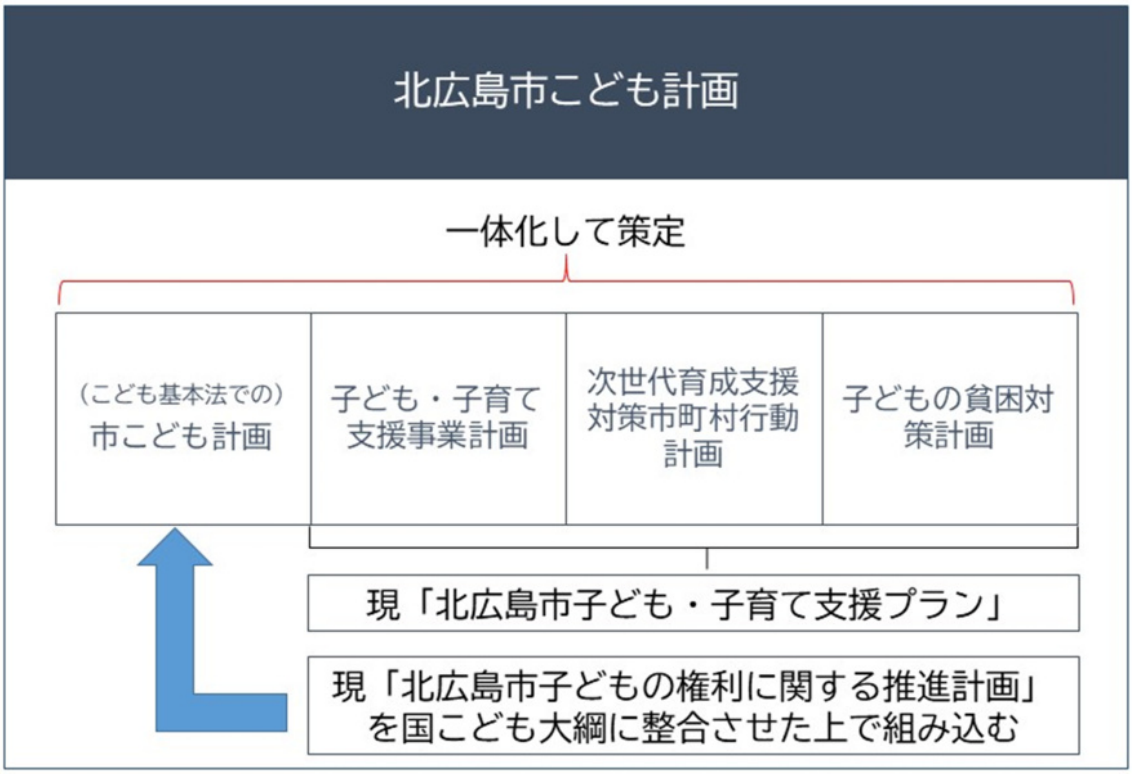

５　計画の策定体制

（１）こども施策審議会の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 72 条に定められている事務を所掌する「北広島市こども施策審議会」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図

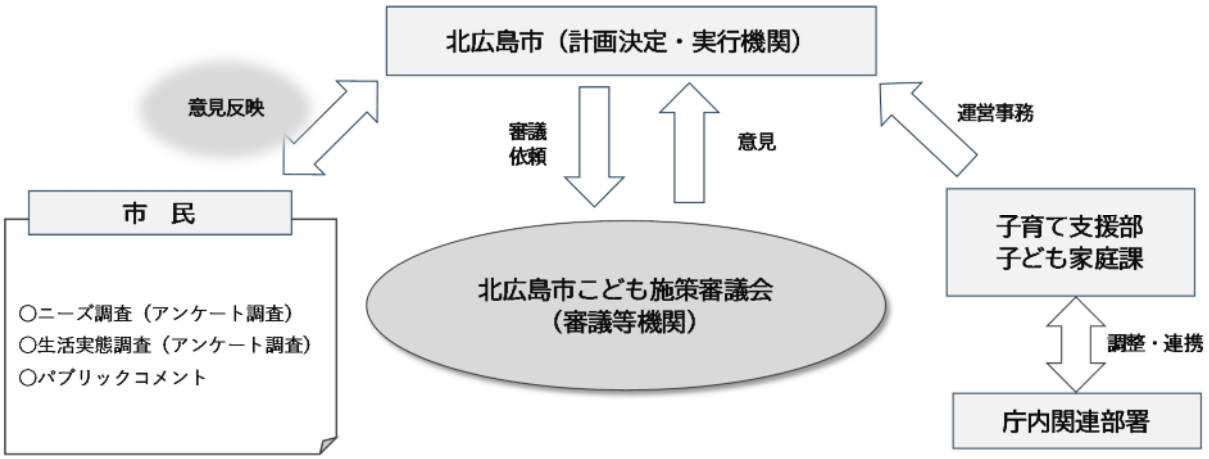

（２）アンケート調査の実施

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、「北広島市こども計画」を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査及び生活実態調査を実施しました。

（３）パブリックコメント

本計画の骨子案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募ります。

６　子ども・子育てをめぐる動き

（１）こども家庭庁の設立

令和５年４月に、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

（２）こども基本法の施行

令和５年４月に、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法が施行されました。こども基本法では、第３条でこども施策の基本理念を、第９条でこども大綱を定めることを、第 10 条で市町村子ども計画の策定努力義務を、第 11 条でこどもや若者の意見を施策に反映すること、などについて定めています。

（３）こども大綱の閣議決定

令和５年 12 月に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱は、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困に関する大綱が一元化されており、こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととなっています。

（４）児童福祉法等の一部改正

令和４年６月に成立し、主に令和６年４月から施行されている児童福祉法等の一部を改正する法律は、子育て世帯への支援を更に強化し、児童の権利を擁護する児童福祉施策を進めるため、市町村において、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、子育て家庭への支援の充実等を行う、といった内容となっています。これにより、「子育て短期支援事業」の拡充、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新設されました。

（５）子ども・子育て支援法等の一部改正

令和６年６月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が可決・成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、具体的には大きく次のような内容が強化されることとなります。

・妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設（令和７年４月）

・乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設（令和８年４月）

・産後ケア事業の提供体制の整備

近年のこども・子育てをめぐる動き

年度	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定 こどもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大綱（第2次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和２年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第4次）改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和３年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱 （第3次）改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和４年 (2022 年)	児童福祉法等の一部改正 （令和４年６月８日）	・市町村における要保護児童等への包括的かつ計画的な支援 ・児童福祉及び母子保健への支援を行うこども家庭センターの市町村へ設置の努力義務化 ・子ども家庭福祉分野の認定資格創設 ・子育て家庭への支援の充実
令和５年 (2023 年)	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設

年度	法律・制度等	内容
令和５年 （2023 年）	こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の３大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和６年 （2024 年）	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 （令和６年６月５日）	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

第２章　子ども･子育ての現状と今後

１　子ども・子育てを取り巻く環境

（１）少子化の現状

①総人口と世帯数の推移

本市の総人口は、令和２年から令和６年まで微減で推移しており、令和６年には 56,758 人となっています。

世帯数については微増傾向で、令和６年には 28,367 世帯となっています。１世帯当たりの人員については徐々に減少しており、令和６年には 2.0 人となっています。

■北広島市の総人口、世帯数、１世帯当たりの人員の推移

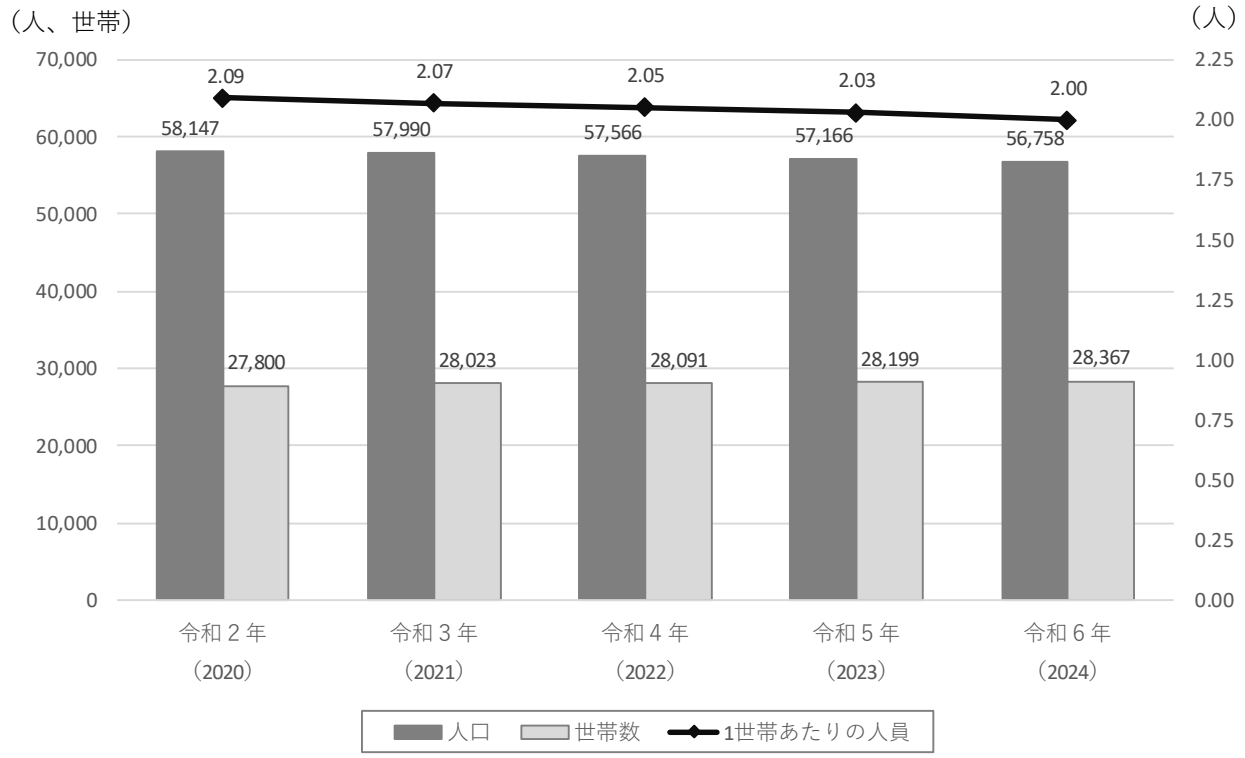

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

②年齢別児童数の推移

本市の児童数は、就学前児童、小学生ともに減少を続けています。しかし、ほぼ全ての年齢で転入による社会増が特徴として見られます。

■就学前児童数の推移

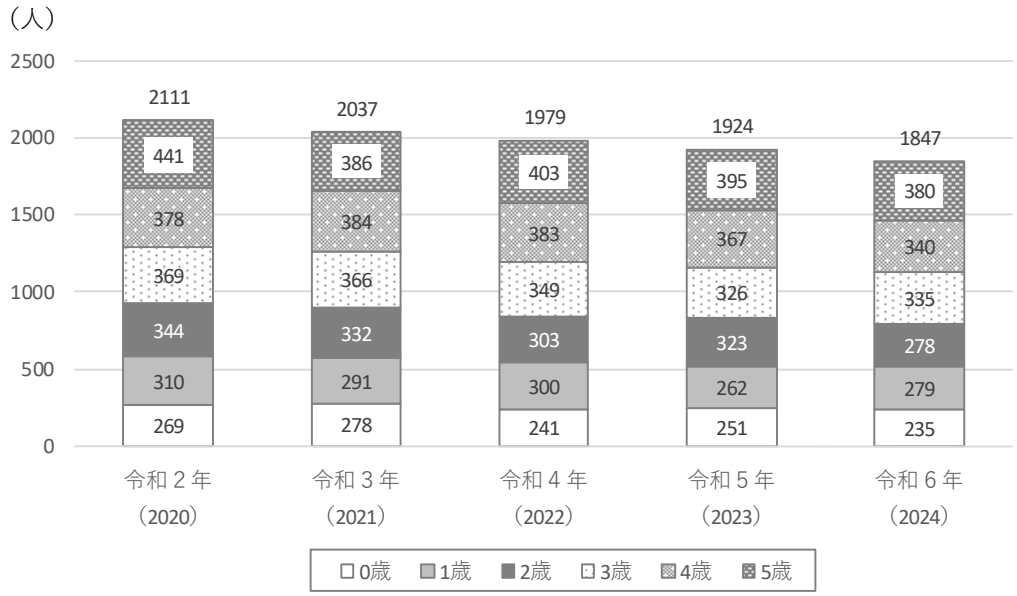

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■小学生児童数の推移

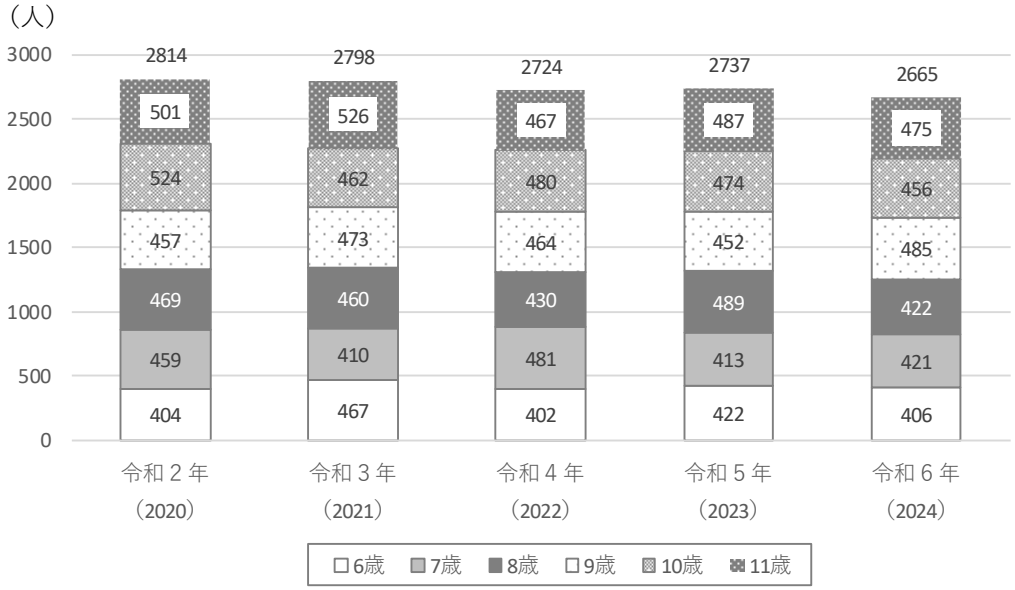

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本市においては、国の基本理念との調和を図るとともに、こどもや子育て家庭を取り巻く状況、本市の地域特性などを踏まえ、「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」において４つの基本理念を掲げ、こども・子育てに関する施策を推進してきました。

子育てにはこどもの成長に伴い喜びや感動があります。そうした喜びや感動をみんなが分かち合えるよう、家庭、学校、地域、職域等が一体となって、孤立しがちな子育てや育児の悩みを抱える家庭を支援する必要があります。

北広島市は、クラーク博士の「青年よ大志をいだけ」の遺志を引き継ぎ、大きな夢と希望を持つまちです。この地で生まれ、遊び、学び、育つ、次代を担う人材・団体の育成に努めます。

また、こどもにとって最善の利益が尊重され、こどもが夢と希望を持ち、のびのびと幸せに暮らせるまちづくり、すべての市民が安心して子育てができる生活環境づくりを進めていきます。

本計画では、こども大綱のこども施策に関する基本的な方針をもとに、「こども・若者の権利の尊重と保障」「こどもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目のない支援」「良好な成育環境を確保し、こども・若者が幸せな状態で成長できるまち」を基本理念として定め、子育ての不安感や負担感の軽減を図り、子育てがしやすい、子育てが楽しいまちづくり、こどもが健やかに育つまちづくりを進めます。

基本理念

こども・若者の権利の尊重と保障

こどもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目のない支援

良好な成育環境を確保し、こども・若者が幸せな状態で成長できるまち

２　基本目標と基本施策

基本目標	基本施策
１．地域における子育て支援の充実	（１）教育・保育の充実 （２）地域における子育て支援の充実 （３）子育て支援のネットワークづくり （４）こどもの健全育成 （５）経済的支援 （６）地域における人材育成
２．妊娠から子育て期まで、母子ともに健康に暮らせる環境づくり	（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 （２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 （３）「食育」の推進 （４）こどもの健やかな成長を見守る地域社会づくり （５）小児医療の充実
３．こどもと若者の心身の健やかな育成を支援する教育環境の整備	（１）次代の親の育成 （２）こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 （３）家庭や地域の教育力の向上 （４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進
４．こどもと若者の育ちを地域全体で支援する生活環境の整備と安心の確保	（１）良質な住宅及び良好な居住環境の確保 （２）安全な道路交通環境の整備 （３）安心して外出できる環境の整備 （４）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 （５）こどもの交通安全を確保するための活動の推進 （６）被害に遭ったこどもの保護の推進
５．仕事と家庭生活との両立支援の推進	（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し （２）仕事と子育ての両立のための基盤整備
６．配慮を必要とする子育て家庭への取組の推進	（１）児童虐待防止対策の充実 （２）ひとり親家庭の自立支援の推進 （３）障がい児施策の充実等 （４）外国人幼児等への支援
７．こどもの権利の尊重、及びこどもの権利の保障の推進	（１）こどもの権利に関する施策の計画的な推進 （２）こどもの権利についての広報・啓発活動の推進 （３）こどもの権利侵害への対応

第４章　子ども・子育て支援事業計画

１　子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、すべてのこどもと子育て家庭を対象に幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援を総合的に推進するため、平成 27 年４月に開始しました。

（１）子ども・子育て支援給付

これまでの「子どものための教育・保育給付」と「子どものための現金給付」に加え、令和元年 10 月１日からの教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が追加されました。

令和７年４月からは、「妊婦のための支援給付」、令和８年からは「乳児等のための支援給付（乳児等通園支援事業）」が創設され、国の統一的な基準等のもと、市町村においてサービスの提供を行います。

（２）その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援

市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」と、国が主体的に行う「仕事・子育て両立支援事業」で構成されています。

《子ども・子育て支援制度の概要》

子ども・子育て支援給付

こどものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

児童手当等交付金	乳児等のための支援給付	妊婦のための支援給付
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	乳児等通園支援事業（令和８年度～）	妊婦のための支援給付

その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業	
①　利用者支援事業	⑪　放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
②　地域子育て支援拠点事業	⑫　教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業
③　妊婦健康診査事業	⑬　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
④　乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）	⑭　子育て世帯訪問支援事業※
⑤　養育支援訪問事業他	⑮　児童育成支援拠点事業※
⑥　子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	⑯　親子関係形成支援事業※
⑦　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	⑰　妊婦等包括相談支援事業※
⑧　一時預かり事業	⑱　乳児等通園支援事業※（令和７年度のみ）
⑨　延長保育事業	⑲　産後ケア事業※
⑩　病児保育事業	※新たに追加された事業
仕事・子育て両立支援事業	
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組みを積極的に進めます。

（２）地域における取組みや活動との連携

こどもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

（３）市民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、市民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域がこどもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、市外に対しても情報発信に努めます。

２　計画の点検・評価・改善

（１）計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、こども施策審議会で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、こども施策審議会で協議の上、見直しを行うことができることとします。

（２）計画の公表、市民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

資料編